

政府税調・税制改正答申の ポイント

制度調査部
齋藤 純

定率減税・IT投資促進税制などは廃止に

【要約】

政府税制調査会は、11月25日、「平成18年度税制改正に関する答申」を公表した。税負担軽減措置を軒並み廃止することとしており、増税色の濃い内容となっている。

他方、法人課税については、「会社法」の制定に伴う税制の整備が必要であるとしている点が注目される。答申の中では明記されていないが、役員賞与の損金算入や、いわゆる三角合併の課税方法などを想定しているものと思われる。

今後、議論の場は与党に移る。政府税調と与党とでは方針が異なる点について、与党の税制改正大綱でどのように取り扱われるのかが今後の焦点となる。与党の税制改正大綱は、12月15日にも公表される予定である。

政府税調・税制改正答申の全体像

政府税制調査会が2006年度税制改正の議論をとりまとめ、11月25日に、「平成18年度税制改正に関する答申」(以下、答申)として公表した。財政構造改革の必要性を強く打ち出しているのが特徴で、定率減税や適用期限を迎える税負担軽減措置について、軒並み廃止すべきとの方針を打ち出している。

《政府税調答申のポイント》

【法人課税】(P.2)

- ・会社法に対応する税制の整備(役員賞与の損金算入、いわゆる三角合併の課税など)
- ・研究開発税制(上乘せ部分)の廃止
- ・IT投資促進税制の廃止

【個人所得課税】(P.5)

- ・定率減税の廃止
- ・所得税・個人住民税所得割の税率構造の見直し(個人住民税所得割の税率のフラット化と所得税率の累進性の強化)
- ・「非永住者」に係る課税範囲の見直し

【道路特定財源】(P.7)

- ・道路特定財源の見直し(道路特定財源の一般財源化と暫定税率の維持)

【酒税】(P.8)

- ・酒税の見直し(課税区分の簡素化と酒類間の税負担格差の縮小)

【環境税】(P.8)

- ・環境税導入の実質見送り(総合的に検討する必要あり)

【その他】(P.9)

- ・不動産登記に係る登録免許税の軽減税率の廃止
- ・不動産取得税の軽減税率の廃止
- ・相続税の物納に係る手続きの明確化・迅速化
- ・公示制度(長者番付など)の廃止
- ・無申告加算税等の見直し(加算税率の引上げ)

例年、税制の年度改正では、政府税制調査会と与党の税制調査会が、それぞれ改正に係る報告書を取りまとめるのが通例となっている。政府税制調査会の答申が“あるべき税制の姿”に近づける傾向が強いのに対し、与党の税制改正大綱はより現実的・実務的な点に言及する傾向があり、与党の税制改正大綱が翌年度の税制改正の実質的な原案となる。

今回公表された政府税調の答申を1つの基準として、今後、与党の税制調査会でも検討が進められることになる。政府税調と与党とでは方針が異なる点もあり、次のような点について与党の税制改正大綱でどのように取り扱われるかが、今後の焦点となるだろう。

- ・役員賞与の損金算入は認められるのか？
- ・いわゆる三角合併に対して、課税繰延措置は設けられるのか？
- ・IT投資促進税制を全廃とするのか、縮小とするのか、新制度に衣替えるのか？
- ・道路特定財源の一般財源化を打ち出すのか？
- ・酒税の課税区分の簡素化を行うのか？
- ・不動産登記に係る登録免許税及び不動産取得税に係る軽減税率を廃止するのか？
- ・たばこ税の税率引上げを盛り込むのか？

与党の2006年度税制改正大綱は、12月15日を目途にまとめられる予定とされている。

政府税調・税制改正答申の個別項目

1. 法人課税

(1) 「会社法」に対応する税制の整備

答申では、経済社会の構造変化に対応する観点から、「会社法」に対応する税制の整備が必要としている。答申の中では、「会社法に対応する(税制を)整備する必要がある」としているのみで、具体的にどのような改正を行うのかは明示されていないが、これまでの政府税調での議論を踏まえると、役員賞与の取扱い(損金算入の可否)、いわゆる三角合併時の課税方法、などが含まれるものと思われる。

役員賞与の取扱い(損金算入の可否)、いわゆる三角合併時の課税方法に関する論点は、以下の通り。

役員賞与の取扱い

- ・6月29日に成立(公布は7月26日)した会社法では、これまで利益処分による支給が一般的であった役員賞与(委員会等設置会社を除く)を、役員報酬などとともに、「職務執行の対価」として受け取る財産と整理している(会社法第361条)。現行商法にある利益処分案の規定は会社法には存在せず、今後、役員賞与は、定款に定めがない限り、株主総会の決議を経て支給することになるものと思われる。

- ・これを受けて企業会計では、役員賞与の会計処理の見直しを検討している。現在、役員賞与の会計処理は、その支給手続きに応じて「未処分利益の減少」と「費用処理」に分かれているが、会社法の制定を契機に、これを費用処理に一本化する公開草案を発表している¹。役員賞与は業績連動型の役員報酬と類似することなどから、役員賞与を職務執行の対価と位置付けるものである。
- ・これに対し、法人税法では、役員賞与の損金算入は認めていない(図表1参照)。これは、利益の有無に関わらず支給される役員報酬とは違い、役員賞与は利益があることを前提に支給されるため、必要経費にはあたらないといった考えなどが根拠とされている。ただし、会社法及び企業会計が見直されることにより、法人税法の見直しに注目が集まっているところである。

図表1 役員報酬賞与の課税上の取扱い

		課税上の取扱い
役員報酬		損金算入(過大な役員報酬を除く)
役員賞与		損金不算入
	使用人兼務役員	損金不算入。使用人として受け取る分は損金算入。

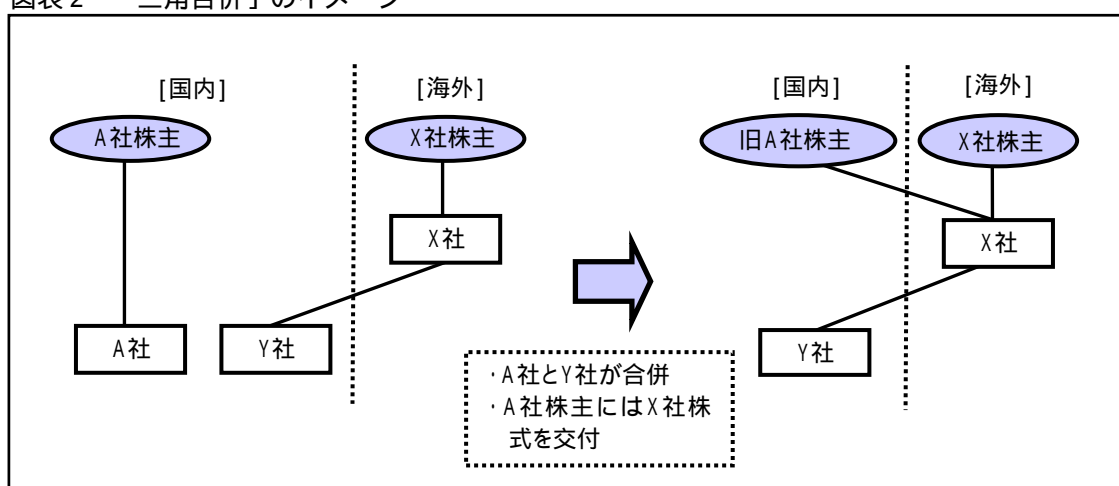
「使用人兼務役員」とは、役員のうち、部長、課長等の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人として職務に従事する者を指す。

(出所)大和総研制度調査部作成

いわゆる三角合併の課税方法

- ・会社法には、「合併対価の柔軟化」が盛り込まれている。現行商法では、吸収合併が行われた際は、被合併法人の株主に対して合併法人の株式が交付されるが、会社法の下では、合併法人の株式に限らず、金銭や他の法人の株式、社債等を交付することも可能とされている(会社法第749条)。これにより、吸収合併の際に、被合併会社の株主に親会社株式を交付する、「三角合併」が可能となる。
- ・この三角合併の仕組みは、外国企業による日本企業の買収にも利用できる(図表2参照)。しかし、三角合併が可能となることにより、外資による日本企業の買収が一気に進むのではないかと懸

図表2 「三角合併」のイメージ



(出所)大和総研制度調査部作成

¹ 役員賞与の会計処理の検討状況に関しては、齋藤 純、制度調査部情報「役員賞与は費用処理に一本化 会社法現代化に伴う会計処理の見直し」(2005年7月29日)を参照。

念から、「合併対価の柔軟化」に関する規定については、会社法の施行日²から1年遅れで施行されることとされている。

現在の課税方法

- ・法人税法では、合併が行われた場合、被合併法人の資産等が合併法人に時価で譲渡されたものとみなし、譲渡益課税を行うのが原則である。ただし、その合併が「適格合併」の要件を充たせば、被合併法人の資産等を帳簿価額のまま合併法人に移転することが認められ、課税は繰り延べられる。
- ・また、被合併法人の株主には被合併法人の株式に代えて合併法人の株式が交付されるが、原則として、被合併法人株式と合併法人株式との交換は株式の譲渡とみなされ、被合併法人の株主に株式譲渡益課税が適用される。ただし、被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されない場合には、被合併法人の株主に対する株式譲渡益課税は行われない。

図表3 適格合併と非適格合併の課税関係の比較

	適格合併	非適格合併 (被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付される場合)
被合併法人に対する課税	被合併法人から合併法人への資産等の移転は帳簿価額で行われたものとみなし、資産等の含み損益に対する課税は繰り延べられる。	被合併法人から合併法人へ時価で資産等の譲渡が行われたものとし、移転する資産等の譲渡損益に対して課税される。
被合併法人の株主に対する課税	被合併法人株式と合併法人株式の交換について課税は行われない。	被合併法人株式の譲渡があったものとし、譲渡益課税が行われる。 また、合併に伴い金銭等の交付を受け、交付を受けた金銭等の額が被合併法人の資本等の金額を超える場合には、みなし配当課税が行われる。

(出所)大和総研制度調査部作成

- ・適格合併は、被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されないことを要件としているため、会社法により可能となる「三角合併」は、適格合併には該当しないこととなる。従って、現行税制のままでは、被合併法人の資産等が合併法人に移転する際に譲渡益課税が行われることとなる。また、被合併法人の株主に合併法人株式以外の資産が交付されることから、被合併法人の株主にも譲渡益課税が行われることとなる。

(2) 研究開発税制(上乗せ部分)の廃止

答申では、租税特別措置の整理合理化の一環として、2003年度税制改正で導入された「試験研究費の総額に係る税額控除」について、税額控除率上乗せの特例を廃止すべきの方針を打ち出している(税額控除制度そのものは存続)。

「試験研究費の総額に係る税額控除」とは、従来からの「増加試験研究費に係る税額控除」が、試験研究費が増加した場合のみ税額控除を受けられる仕組みとなっていることから、試験研究費の増加に拘わらず、支出した試験研究費の総額の8~10%の税額控除を認めることとするものである³。対象となる試験研究費が産官学連携の共同研究・委託研究によるものである場合や中小企業が

² 2006年5月を目途に施行が検討されている。

³ 「試験研究費の総額に係る税額控除」と「増加試験研究費に係る税額控除」は、選択制となっている。

行う試験研究によるものである場合には、控除率は12%となる(図表4参照)。

この「試験研究費の総額に係る税額控除」については、2006年3月31日までに開始する事業年度においては、税額控除率を2%又は3%上乘せする特例が設けられている。今回答申が廃止の方針を打ち出している研究開発税制(上乘せ部分)とは、この措置を指す。

図表4 試験研究費に係る税額控除の比較

	(1) 増加試験研究費に係る税額控除(従来制度を継続)	(2) 試験研究費の総額に係る税額控除(新設)	(3) 産学官連携の共同研究に係る特別税額控除(新設)	(4) 中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額控除(新設)
控除の対象	当期の試験研究費と比較試験研究費との差額	試験研究費の総額	共同試験研究費の総額	試験研究費の総額
控除率	15%	・10%(試験研究費割合が10%以上) ・8%+試験研究費割合×0.2(試験研究費割合が10%未満)	12%	12%
時限措置	なし	2006年3月31日までに開始する事業年度のいは、上記控除率に2%上乘せ	2006年3月31日までに開始する事業年度のいは、上記控除率に3%上乘せ	2006年3月31日までに開始する事業年度のいは、上記控除率に3%上乘せ
限度額	法人税額の12%相当額	法人税額の20%相当額	の控除額と合計で法人税額の20%相当額	法人税額の20%相当額
控除限度超過額の繰越	適用なし	1年に限り繰越控除が可能	1年に限り繰越控除が可能	1年に限り繰越控除が可能

太枠内が、答申で廃止の方針が打ち出された箇所。
(出所)大和総研制度調査部作成

(3) IT投資促進税制の廃止

答申では、2003年度税制改正に導入された「IT投資促進税制」の廃止も打ち出している。

IT投資促進税制とは、一定の情報通信機器等を取得した場合に、取得価額の10%の税額控除、通常の減価償却に取得価額の50%を上乘せする特別償却、のいずれかの選択適用を認める措置で、2006年3月31日までに取得する一定の情報通信機器等を対象とする。

しかし、IT投資促進税制の廃止については産業界などからの反対意見も強く、特例措置の縮小に留める案や、新たな仕組みに移行する案などを含め、与党の税制改正大綱でどのように取り扱われるかが注目される。

2. 個人所得課税

(1) 定率減税の廃止

答申は、定率減税を“緊急避難的に講じられた景気対策”と位置付けており、経済状況を見極めつつ、廃止すべきとしている。

定率減税は、各年の所得税及び個人住民税所得割から一定率の税額控除を認めるもので、1999年

度税制改正で、最高税率の引下げなどとともに“恒久的な減税”として導入された。現在は、所得税に関しては所得税額の20%(上限25万円)、個人住民税所得割に関しては個人住民税所得割額の15%(上限4万円)が控除されているが、2005年度税制改正で、2006年から減税率を半減することが決定し、残り半分の取扱いはその後の景気動向を注視した上で判断することとされていた。

仮に、定率減税の残り半分が2007年から廃止されることとなると、所得税に関しては2007年1月分の源泉徴収から、個人住民税所得割は2007年6月分の特別徴収から定率減税の適用がなくなる(図表5参照)。

図表5 定率減税廃止のスケジュール(案)

	2005年	2006年		2007年	
		1月	6月	1月	6月
所得税	20% (年間上限25万円)	10% (年間上限12.5万円)		廃止	
個人住民税	15% (年間上限4万円)		7.5% (年間上限2万円)		廃止

(出所)大和総研制度調査部作成

図表6 定率減税廃止の影響

(単位：万円)

給与収入	夫婦子2人			夫婦のみ		
	定率減税廃止後(a)	定率減税適用時(b)	(a) - (b)	定率減税廃止後(c)	定率減税適用時(d)	(c) - (d)
300万円	0.9	0.8	0.1	13.4	11.0	2.4
500万円	19.5	16.0	3.5	35.0	28.7	6.4
700万円	45.9	37.7	8.2	67.2	55.2	12.0
1,000万円	113.0	95.2	17.8	141.0	119.2	21.8
1,500万円	264.8	235.8	29.0	305.3	276.3	29.0

(出所)政府税制調査会資料を一部変更

(2) 所得税・個人住民税所得割の税率構造の見直し

答申では、所得税と個人住民税所得割の税率構造の見直しを打ち出している。これは、いわゆる三位一体改革による国から地方への税源委譲を背景とするもので、個人住民税所得割について税率をフラット化するとともに、所得税についてはより累進的な税率構造を構築するとしている。

答申では、見直し後の個人住民税所得割の税率水準についての言及はないが、これまでの議論から一律10%(現在は、5%、10%、13%の3段階)とすることを想定しているものと思われる。一方、所得税についても変更後の具体的な税率水準には言及していないが、税率構造の見直しの前後で、所得税及び個人住民税所得割トータルでの税負担は極力変えないことを前提にこれまで議論が進められてきている。従って、仮に、個人住民税所得割の税率が10%にフラット化されるとすれば、所得税に新たに5%の税率が設けられるとともに、現在の最高税率37%が40%に引き上げられることも考えられる。

(3) 「非永住者」に対する課税

現在の所得税法では、非永住者に対しては、国外に拠点を有する外国人にある程度の配慮を認める

との観点から、国外源泉所得の一部については課税所得の範囲から除外している。

この非永住者に対する課税のあり方について、答申では、課税の適正化の観点から見直しが必要としている。答申では具体的な見直し案に言及していないが、政府税調の資料では、次のような非永住者についても課税範囲を限定する必要があるか、問題提起を行っている。

- ・ 外資系企業に就職したA氏(日本国籍)は、国外で数年間勤務した後、日本企業に転職し、日本の自宅から通勤しているが、永住の意思がないとして非永住者制度の適用を受けている。
- ・ 外資系金融機関の日本支店に勤めるB氏は、平成9年に来日した後、平成13年まで非永住者として申告していた。平成14年の途中にいったんアメリカに帰国した後、平成15年に再度来日し、平成15年からあらためて非永住者制度の適用を受け始めている。

図表7 居住者・非永住者・非居住者の区分と課税所得の範囲

	定義	課税所得の範囲
居住者	国内に住所を有する故人、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人	すべての所得(全世界所得)
非永住者	居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	国内源泉所得、及び国外源泉所得のうち国内で払われるか国外から送金されたもの
非居住者	居住者以外の個人	国内源泉所得

(出所)大和総研制度調査部作成

3. 道路特定財源

道路特定財源については、小泉首相が一般財源化に向けた検討を進めるよう指示を行ったことから、そのあり方について様々な意見が飛び交っている。答申では、道路特定財源を一般財源として活用していくべきとの認識を示している。

「道路特定財源」とは、その名の通り、用途が道路整備のための費用に特定されている歳入のことである。「受益者負担」の考え方から、道路の主な利用者である自動車等の所有者・使用者が負担する税金、つまり、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、地方道路税、軽油引取税及び自動車取得税が「道路特定財源」とされている⁴。

なお、石油ガス税を除く5税目には、道路整備を緊急に進めるとの目的から、本則税率よりも高い暫定税率が設けられており、現在も適用されている。この結果、2005年度の道路特定財源は、国・地方合わせて約5兆7,300億円となっている(文末図表11参照)。

道路特定財源に関しては、道路整備の進展や年々厳しくなる財政状態などから、財政の硬直化につながるといった(道路)特定財源のマイナス面が指摘されている。また、小泉政権における公共事業の削減の影響により、道路特定財源には余裕が生じつつある。2003年度から4年間は、旧本州四

⁴ 石油ガス税、自動車重量税及び地方道路税には、それぞれの税収を地方に譲与することを目的とする石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税がある。

国連絡橋公団債務の早期処理のために、同公団から切り離された約 1 兆 3,400 億円の債務処理に道路特定財源を使うこととされている。しかし、この債務処理も 2006 年度で終了するため、道路整備費が現在の水準のままと仮定すれば道路特定財源に余剰金が生じると見込まれている。こうしたことも、道路特定財源の見直しが議論される要因となっている。

なお、答申では、「現行の税負担水準を維持することが適当」とし、暫定税率を維持したまま一般財源化すべきとしている。与党の税制改正大綱でも同様の取扱いとなるのか注目される。

4 . 酒税

酒税に関しては、いわゆる「第 3 のビール」に対する課税のあり方が注目されていたが、答申では、税制の中立性や公平性を確保する観点から、見直しが必要としている。

現在、酒税法では、製法や原料に応じて課税対象を 10 種類に区分し、異なる税率を適用している。政府税調では、現在のような課税方法では次々に節税商品が生み出されることになるため、課税対象の分類を簡素化し、酒類間の税負担格差を縮小すべきとしている。

ただし、自民党税制調査会では、さらなる節税商品が登場する可能性に否定的な見方を示しており⁵、政府税調とはスタンスが異なる。

5 . 環境税

環境税に関しては、2005 年度税制改正に引き続き、環境省から環境税の導入案が提示されていたが、答申では、総合的に検討する必要があるとし、2006 年度税制改正での導入は見送る考えを示している。

図表 8 環境税の 2005 年度案と 2006 年度案の比較

	2005 年度改正時	2006 年度改正時
課税対象	化石燃料と電気	化石燃料
課税段階	ガソリン、軽油、灯油、LPG ：石油精製会社から移出の段階又は製品として輸入した段階で課税【上流課税】 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料 ：消費時点で課税(石炭、重油、天然ガスは大口事業者に課税)【下流課税】	ガソリン、灯油、LPG ：石油精製会社から移出の段階又は製品として輸入した段階で課税【上流課税】 石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料 ：大口排出者による申告納税【下流課税】 発電用燃料、ガス製造用原料 ：電気事業者、都市ガス製造業者による申告納税【下流課税】 ただし、ガソリン、軽油、ジェット燃料については、原油価格の高騰及び既存税負担の状況等にかんがみ、当分の間適用を停止する。
税率	2,400 円 / 炭素トン	2,400 円 / 炭素トン
税収	約 4,900 億円	約 3700 億円

⁵ 日本経済新聞 2005 年 11 月 10 日、1 面・5 面。

家計の負担	1世帯年間約 3,000 円	1世帯年間約 2,100 円
減免措置	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー多消費型製造業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスについて軽減(生産額に占めるエネルギーコストが全国平均を上回るような業種を指定し、2割から5割程度軽減) ・鉄鋼等製造用石炭、コークス、農林漁業用A重油等は免税 ・軽油等の税率は1/2 (低所得者・中小企業等への配慮) ・電気、都市ガスについて免税点を設定する ・小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは非課税 ・灯油の税率は1/2に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の削減努力をした大口排出者が消費する石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料については、1/2に軽減(一定の削減努力をしたエネルギー多消費産業に属する企業については、さらに1割軽減) ・鉄鋼等製造用石炭、コークス等は免税 ・灯油の税率は1/2に軽減
使途	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策(省エネ機器の購入促進、環境関連産業の育成等、グリーンな交通の実現など) ・雇用促進などの企業活力の維持・向上対策(社会保険料の軽減など) 	全額を地球温暖化対策(森林の整備・保全、自然エネルギー等普及促進、住宅・ビルの省エネ化など)

(出所)大和総研制度調査部作成

6. その他

(1)不動産登記に係る登録免許税の税率軽減の廃止

不動産登記に係る登録免許税については、図表9のような税率軽減の特例が設けられている。この特例は、2006年3月31日までにを行う登記を対象としているが、答申では、適用期限の到来をもって廃止すべきとしている。

図表9 不動産の登記に係る登録免許税の税率

	本則	特例
所有権の保存登記	0.4%	0.2% 1
所有権の移転登記(売買による移転)	2.0%	1.0% 2
所有権の移転登記(遺贈・贈与等による移転)	2.0%	1.0%
所有権の移転登記(相続等による移転)	0.4%	0.2%
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定等の登記	1.0%	0.5%
所有権の信託登記	0.4%	0.2%
所有権以外の権利の信託登記	0.2%	0.1%

- 1 住宅用家屋の新築等を行い、居住の用に供した場合で、新築等の後1年以内に登記を受けるものについては、2007年3月31日までは税率が0.15%となる特例がある。答申ではこの特例については言及していない。
- 2 建築後使用されたことのない住宅用家屋等を取得し、居住の用に供した場合で、取得後1年以内に登記を受けるものについては、2007年3月31日までは税率が0.3%となる特例がある。答申ではこの特例については言及していない。

(出所)大和総研制度調査部作成

(2)不動産取得税の税率軽減の廃止

不動産取得税については、本則による税率が4%であるところを、2006年3月31日までに不動産を取得した場合には3%とする特例が設けられている。

答申では、この特例についても、適用期限の到来をもって廃止すべきとしている。

(3)相続税の物納手続きの明確化・迅速化

相続税では、納付期限までに税金を納付できない場合には延納の制度があり、延納によっても納付が困難な場合には、金銭以外の財産で納付する「物納」が認められている。

物納に充てることができる財産及びその優先順位は、次のように決められている。

第1順位：国債、地方債、不動産、船舶、特定登録美術品
第2順位：社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
第3順位：動産

しかし、物納の許可基準が不明確であることや、申請から許可までに長時間を要するなどの問題点が指摘されており、答申では、手続きの明確化・迅速化の観点から、物納制度の整備を図るべきとしている。

(4)加算税制度の見直し

申告した税額が過少である場合や、期限内に申告を行わなかった場合、課税標準等の計算の基礎となる事実の隠蔽・仮装を行った場合には、加算税が課される(図表10参照)。

答申では、インターネット取引の急増等を背景に申告を行わない事例が多発していることから、加算税の税率を見直す必要があるとしている。具体的には、インターネット取引やネットオークションによる所得を申告しないケースなどを想定しているものと思われる。

図表10 加算税の種類と税率

	適用される状況	税額
過少申告加算税	申告期限内に申告書を提出したが、修正申告又は更正により申告税額が過少となった場合	期限後申告又は更正により納付すべき税額(不足額)の10%。 納付すべき税額が50万円又は期限内申告税額のいずれか多い金額を超える場合には、その超える金額については15%。
無申告加算税	申告期限内に申告を行わず、期限後申告書を提出した場合や決定が行われた場合	期限後申告又は決定等により納付すべき税額の15% (期限後申告書の提出が国税についての調査があったことにより決定等があることを予知して行われたものでない場合には、5%)
重加算税	課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は仮装し、申告税額が過少となる申告を行った場合	過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額の35%
	課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は仮装し、申告申告期限内に申告を行わなかった場合	無申告加算税の計算の基礎となるべき税額の40%

(出所)大和総研制度調査部作成

(5) 公示制度(いわゆる長者番付など)の廃止

現在、所得税、相続税・贈与税、法人税においては、税額や所得金額が一定額を超えた場合に、納税者の氏名・名称、納税額・所得金額などを公表する「公示制度」が設けられている。いわゆる長者番付などはこれにあたる。

公示制度は、第三者の監視による牽制的効果を期待して設けられているものとされている。しかし、犯罪等に利用される恐れや、個人情報保護法との関係が懸念されることから、答申では、公示制度の廃止を打ち出している。

図表 11 道路特定財源の税率及び税収等

	課税対象	最終的な 税負担者	税率		道路整備への 充当額	税収 1
			本則	暫定		
揮発油税 [揮発油税法]	製造場から移出した揮発油(ガソリン)の数量又は保税地域から引き取る揮発油の数量 2 [揮税法 8]	ガソリンの消費者	1 キロリットルあたり 24,300 円 [揮税法 9]	1 キロリットルあたり 48,600 円 3 [措法 89]	【国】全額 [道路整備費の財源等の特例に関する法律 3]	29,629 億円
石油ガス税 [石油ガス税法]	自動車用石油ガスで、石油ガスの充てん場から移出又は保税地域から引き取る石油ガスの重量 [石油ガス税法 9]	LPG(液化石油ガス)の消費者	1 ㎏あたり 17.5 円 [石油ガス税法 10]		【国】収入額の 1/2 [道路整備費の財源等の特例に関する法律 3]	153 億円
					【地方】収入額の 1/2 相当額(道府県及び政令指定都市) [石油ガス譲与税法 1、7]	147 億円
自動車重量税 [自動車重量税法]	自動車検査証の交付等を受ける乗用車、トラック、バス、軽自動車等の台数 [自重税法 7]	乗用車、トラック、バス、軽自動車等の所有者	乗用車(家用)0.5 トンあたり 2,500 円 [自重税法 7]	乗用車(家用)0.5 トンあたり 6,300 円 4 [措法 90 の 11]	【国】収入額の 2/3 の 80%	5,851 億円
					【地方】収入額の 1/3 相当額(市長村) [自動車重量譲与税法 1、7]	3,767 億円
地方道路税 [地方道路税法]	製造場から移出した揮発油(ガソリン)の数量又は保税地域から引き取る揮発油の数量 2 [地道法 3、揮税法 8]	ガソリンの消費者	1 キロリットルあたり 4,400 円 [地道税法 4]	1 キロリットルあたり 5,200 円 3 [措法 89]	【地方】全額(58/100 を都道府県及び政令指定都市、42/100 を市町村) [地道譲税法 2、8]	3,072 億円
軽油引取税 [地方税法]	軽油の元売業者又は特約業者から引き取る軽油の数量 [地法 700 の 3]	軽油の消費者	1 キロリットルあたり 15,000 円 [地法 700 の 7]	1 キロリットルあたり 32,100 円 3 [地法附 32 の 2]	【地方】全額(都道府県及び政令指定都市) [地法 700 の 49、700 の 50]	10,556 億円
自動車取得税 [地方税法]	自動車、軽自動車等の取得価額 [地法 699 の 7]	自動車、軽自動車等の取得者	3% [地法 699 の 8]	5% (軽自動車を除く) 3 [地法附 32]	【地方】全額(3/10 を都道府県及び政令指定都市、7/10 を市町村) [地法 699 の 32、699 の 33]	4,655 億円
合 計						57,830 億円

1 平成 17 年度当初予算(案)及び平成 17 年度地方財政計画(案)ベース。

2 消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の一定の数量を除く。

3 2008 年 3 月 31 日まで適用予定。

4 2008 年 4 月 30 日まで適用予定。

(出所)各種資料より大和総研制度調査部作成